

大規模災害発生時における支援活動に関する協定

高知県（以下「甲」という。）と社団法人高知県建設業協会（以下「乙」という。）は、高知県内で発生した大規模な地震・風水害等（以下「大規模災害」という。）における初期段階の支援活動を円滑かつ効率よく実施するために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合の初期段階において、乙に所属する会員等の情報提供や保有する資材、機材、技術者等の出動による支援活動により、甲の管理する公共土木施設における迅速な被災状況の把握や災害応急対応を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

（大規模災害の定義）

第2条 この協定で扱う大規模災害とは、甲が認定した広域的かつ甚大な災害をいう。

（乙の行うべき平常時の準備）

第3条 乙は、甲の大規模災害への対応を支援するため、平常時から次の各号に掲げる項目について整備し把握する。

- （1） 協会内の支援体制
- （2） 会員等からの情報収集体制
- （3） 出動が可能な資材、機材、技術者等の実態

（乙の支援内容）

第4条 甲からの支援要請に基づき、乙は協会内の支援体制を基本に、次の各号に掲げる支援活動を行う。

- （1） 公共土木施設に関する被害情報の提供
- （2） 障害物の除去および応急復旧
- （3） その他、甲が必要とする業務

（費用の負担）

第5条 第4条に規定する支援活動に要した経費のうち、（2）及び（3）については甲が負担するものとし、（1）については甲は負担しないものとする。

(有効期間)

第6条 この協定は、協定契約締結の日からその効力を有するものとし、
甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成17年12月15日

甲 高知市丸ノ内1丁目
高知県
知事

乙 高知市本町4丁目5
社団法人高知
会長